

青色申告

蒲田会報

No. 786

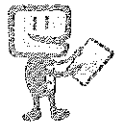
令和2年
11月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎



蒲田税務署からのお知らせ

～申告書の作成・送信は、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーから～

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。
(令和2年分の確定申告は改正事項が多いため、計算誤りがないよう、ぜひご利用ください。)

<p>①</p> <p>今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな…来年も税務署に行くのが大変だなあ</p>	<p>②</p> <p>マイナンバーカード方式!</p> <p>マイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、自宅のパソコンからe-Taxで申告ができるよ!</p> <p>ええ そうなんだ!</p>
<p>③</p> <p>でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、ICカードリーダライタも持ってないよ どうしよう…</p>	<p>④</p> <p>ID・パスワード方式!</p> <p>そういう方も大丈夫! 税務署でIDとパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホからe-Taxで申告ができるよ!</p> <p>知らなかったよ!</p>

ICカードリーダライタの代わりにマイナンバーカード対応のスマートフォンでも利用できます。

ID・パスワード方式は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。メッセージボックスの閲覧にはマイナンバーカードでの認証が必要です。

- 「ID・パスワード方式の届出完了通知」は、税務署で職員による本人確認を行った上で発行します。運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、窓口が空いている年内に蒲田税務署にお越しください。なお、平成30年1月以降、確定申告会場などで既にID・パスワード方式の届出完了通知を受け取られた方は、そのままご利用いただけます。
 - マイナンバーカードを使えば、年末調整手続や所得税確定申告手続について、「マイナポータル」を活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力が可能となります(マイナポータル連携。令和2年10月以降順次)。
- ※ 事務局の指導では、従来通り、東京税理士会蒲田支部の御協力により、代理送信を実施します。

令和2年分の蒲田税務署主催説明会について

次の説明会については、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を中止することといたしました。

記帳説明会・
決算説明会
(開催中止)

基本的な記帳のしかたに関する動画を、YouTubeの国税庁動画チャンネル内に掲載いたしました。決算のしかたについては後日掲載予定です。

概要編



青色申告者編



白色申告者編



年末調整等説明会
(開催中止)

年末調整に関する情報については、国税庁ホームページの「年末調整特集ページ」をご覧ください。

年末調整特集ページはこちら



【会員募集中! お知り合いをご紹介ください】

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

◆猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】8:30~17:00（土日祝除く。）

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

電話番号はこちら

**国税庁における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について**

国税局（所）・税務署では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、職員一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いを徹底し、業務運営に当たっても「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」に基づく各種の感染防止策を徹底しております。

窓口業務における感染防止策

- ◆ 人との間隔を1~2m空け、会話の際、可能な限り真正面を避ける
- ◆ 執務中のマスクの着用の徹底
- ◆ 手洗い（手指消毒）の徹底
- ◆ 毎朝の体温測定、咳・発熱等の有無の確認
※ 発熱等の風邪症状のある者は、事務に従事しない
- ◆ 総合窓口周辺の窓や扉を開け、定期的に換気
- ◆ 日々の窓口カウンター、面接ブースの消毒

調査・徴収事務における感染防止策

- ◆ 調査・徴収事務担当者は、納税者宅等へ出張する前に、以下の感染防止策を行い、管理者の確認を受けています
 - ・ 検温の実施
 - ・ 手洗い（手指消毒）の実施
 - ・ 咳・発熱等の有無の再確認
- ◆ 出張先では、納税者等の協力を得た上で、以下の感染防止策を行います
 - ・ マスクの着用の徹底（納税者等にも協力を依頼）
 - ・ 応対時には、一定程度の距離を保ち、会話の際、可能な限り真正面を避ける
 - ・ 窓や扉を開け、定期的に換気
 - ・ 職員の人数や滞在する時間を可能な限り最小限にする

国税局（所）・税務署では、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の税務署への来署をご遠慮いただいています。

また、税務署に来署される際は、このような感染拡大防止策をご理解の上、マスクの着用、手洗い（手指消毒液の利用）など、感染予防へのご協力をお願いします。



国税庁（法人番号7000012050002）

【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

都税だより

☆11月は個人事業税第2期分の納期です

個人事業税は、都内に事務所等を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。8月にお送りした納付書により、11月30日(月)までにお納めください。

納税には、安心で便利な口座振替がご利用いただけます。詳しいお申込方法は、主税局徴収部納税推進課までお問い合わせください。

また、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキング、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

☆新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定程度減少(※1)した中小事業者等(※2)で令和3年2月1日(月)までに下記の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとします。

※1 令和2年2月〜10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している方	2分の1
50%以上減少している方	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

■提出書類

- (1) 特例申告書
- (2) 特例対象資産一覧
- (3) 収入が減少したことを証する書類(写)
- (4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)

※詳細につきましては、主税局ホームページをご確認ください。

☆自動車税環境性能割に係る臨時的軽減の期間が延長されました

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特別措置について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

【お問い合わせ先】 大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

経営改善資金(マル経融資)

★安心な国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・無保証人(信用保証協会の保証も不要)の融資制度です。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

【限度額】 2,000万円

【利率】 1.21%

(2020年10月1日現在)

【融資対象】

- ・従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の法人・個人

【使 途】 事業資金(運転・設備資金)

【返済期間】 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例

【限度額】 1,000万円 (別枠)

【利率】 当初3年間 0.31% (※)

※通常利率から0.9%引き下げ

●特別利子補給制度により一定の要件を満たした方は当初3年間実質無利子となります。詳細は下記までお問い合わせください。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで

〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

TEL 03(3734)1621

【当会の役員はボランティアで活動しております】

消費税の届出はお済みですか？

令和元年分(基準期間)の課税売上高が、1,000万円を超えた方や、令和2年1月1日から令和2年6月30日まで(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えた方は、令和3年(2021年)分について課税事業者となり、消費税の確定申告が必要になります。新たに消費税の課税事業者となる方は、すみやかに「消費税課税事業者届出書」を納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、特定期間の課税売上高は、給与等支払額の合計で判定することもできます。

また、令和3年(2021年)分から簡易課税制度を適用して申告する方は、令和2年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

分からない点がある方は、事務局までお問い合わせください。

消費税法が改正されました

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

飲食料品の売上げがある課税事業者の方、飲食料品の売上げがなくても飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方は、日々の記帳方法や申告の準備が一昨年とは違いますので、ご注意ください。

事務局より

◎複式簿記決算準備個別指導会開催のご案内

正しい申告をするためには、正しい記帳に基づく決算が必要不可欠です。

特に、青色申告特別控除65万円を目指す方で、決算仕訳が分からない、貸借対照表が一致しない、原始記録との照合が出来ていない等の場合は、確定申告の指導時に帳簿を確認することは難しいので、必ず指導会へご参加ください。また、例年、確定申告の指導が1回では終わらない方も、必ず指導会へご参加ください。

なお、個別指導となりますので、予約制となります。事前に事務局までご連絡ください。

日程：11月30日(月)～12月11日(金) (土・日は除く)

開催時間：9時30分・10時30分・13時・14時

会場：事務局

持ち物：仕訳日記帳(伝票)と総勘定元帳(ビズソフト会計サポートをお申込みの方は、ノートパソコン)原始記録(預金通帳、請求書、領収書等)筆記用具等

※ご来局される方は1名で、必ず事前の検温とマスクの着用をお願いします。

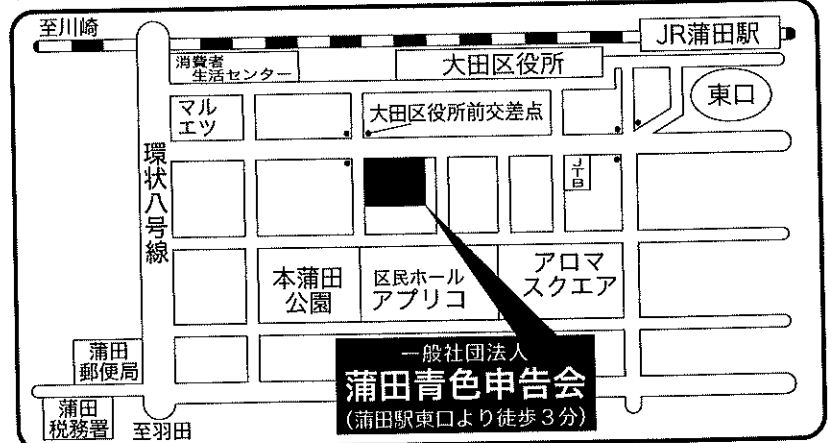
◎年末調整指導会が予約制となります(予定)

例年行っている「源泉所得税年末調整指導会」について、本年は新型コロナウイルス感染症の感染防止策の観点から完全予約制とさせていただきます。方向で調整中です。

詳細につきましては、次号会報でお知らせいたしますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

一般社団法人 入会金 2,000円
蒲田青色申告会 会費 年額24,000円 (月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



十月 事業報告

- 五日～九日 新規入会者個別記帳指導会
- 五日 東青連記帳指導業務担当者説明会
- 五日 東京青色申告会館
- 六日 東青連第2ブロック専務事務局長会
- 六日 議・東青連第2ブロック専務事務局長会
- 六日 雪谷青色申告会
- 二日～一六日 代議員選挙立候補者受付
- 一六日 選挙管理委員会
- 二六日～三〇日 記帳確認指導会
- 二九日 蒲田税務六団体連絡協議会
- 蒲田税務署
- 事務局
- 事務局
- 事務局